

## ○神奈川県警察被疑者取調べ監督実施規程

(平成 24 年 3 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

神奈川県警察被疑者取調べ監督実施規程を次のように定める。

神奈川県警察被疑者取調べ監督実施規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成 20 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、神奈川県警察における被疑者取調べ監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(留意事項)

第 2 条 被疑者取調べの監督に当たっては、規則第 2 条の留意事項を厳守するとともに、関係者のプライバシーを侵害したり、犯罪捜査の不当な妨げとならないよう留意しなければならない。

(用語の意義)

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取調べ室 警察施設内の取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているもの（一時的に取調べ室の代用として使用する警察施設、拘置所等の講堂、応接室、会議室等を含む。）をいう。
- (2) 捜査主任官 犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 20 条及び捜査主任官の指名について（平成 11 年 9 月 10 日 例規第 26 号、神刑総発第 549 号）に規定する捜査主任官をいう。

(事前の承認)

第 4 条 規則第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、任意又は強制を問わず、警察本部長指揮事件（事件指揮について（昭和 41 年 3 月 8 日 例規、神捜発第 79 号）別表に掲げる本部長指揮事件をいう。）にあつては警察本部長（以下「本部長」という。）、警察本部の捜査を担当する所属（以下「捜査担当所属」という。）の長が指揮する事件にあつては当該所属の長、警察署長指揮事件（事件指揮について第 2 の 1 に規定する署長指揮事件をいう。）にあつては警察署長（以下「署長」という。）の事前の承認を、それぞれ受けなければならない。

2 規則第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合であっても、次の各号に掲げる類型に該当する場合は、前項に規定する承認を受けたものとする。ただし、本部長、捜査担当所属の長又は署長に直接、承認を受けることを妨げない。

- (1) 誘拐事件、逮捕監禁事件等個人の生命及び身体に対する急迫不正の侵害の存在が合理的に推認される場合において、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に被疑者取調べを行うとき又は 1 日につき 8 時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

(2) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に被疑者が判明した事件について被疑者を任意同行し、又は現行犯逮捕し、緊急逮捕し、若しくは逮捕状を緊急執行して、被疑者取調べを行うとき。

(3) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に、追跡中の被疑者（逮捕状の有無を問わない。この場合、当該被疑者の人定事項が判明しているものに限る。）の身柄を確保して、被疑者取調べを行うとき。

(取調べ監督官)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の規定により指名する取調べ監督官は、警察本部にあつては神奈川県警察の組織に関する規則（昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 2 号）第 47 条の 3 に規定する神奈川県警察取調べ監督室（以下「取調べ監督室」という。）の警視の階級にある警察官とし、警察署にあつては警務課長とする。

2 取調べ監督官は、規則第 4 条第 2 項に規定する職務のほか、警察職員に対する被疑者取調べ監督制度に関する指導教養を行うものとする。

(監督補助者)

第 6 条 本部長、捜査担当所属の長及び署長は、必要に応じて、取調べ監督官の職務を補助する者（以下「監督補助者」という。）を指名するものとする。

2 前項の監督補助者の指名は、次の各号の掲げる者が当該各号に掲げる者のうちから指名するものとする。

(1) 本部長 取調べ監督室の警部及び警部補の階級にある警察官

(2) 捜査担当所属の長 所属の警部及び警部補の階級にある警察官

(3) 署長 署の警部及び警部補の階級にある警察官並びに巡査部長の階級にある警務課の警察官

3 監督補助者は、次に掲げる職務について取調べ監督官を補助するものとする。

(1) 被疑者取調べ状況等の確認

(2) 巡察官及び取調べ調査官への協力（取調べ監督室の監督補助者に限る。）

(3) 被疑者取調べ監督に関する情報の集約並びに関係する警察署及び警察本部への報告

(連絡)

第 7 条 取調べ監督官及び監督補助者と捜査主任官及び捜査主任官を指揮する捜査幹部（以下「捜査主任官等」という。）は、被疑者取調べの予定、視認による確認の実施等を相互に連絡するなど被疑者取調べの監督に際し、緊密な連絡を保たなければならない。

(取調べ状況の確認等)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項の取調べ状況の確認は、取調べ状況報告書の閲覧等により全ての被疑者取調べについて行わなければならない。この場合において、第 9 条の苦情の通知を受けた場合等についても、取調べ監督官は確認を行うものとする。

- 2 取調べ監督官は、規則第6条第2項の被疑者取調べ状況の確認の結果について、視認実施結果報告書（第1号様式）により、所属長（警察本部の取調べ監督官にあつては総務課長、警察署の取調べ監督官にあつては署長。以下この条において同じ。）に報告するものとする。
- 3 取調べ監督官は、規則第6条第3項の規定により捜査主任官等に対し被疑者取調べの中止その他の措置の要求を行ったとき又は同条第4項の規定により自ら中止その他の措置を講じたときは、その内容を監督対象行為認知報告書（第2号様式。以下「認知報告書」という。）に記録するとともに、所属長に報告するものとする。この場合において、当該要求を受けて捜査主任官等又は自らが講じた措置については、措置結果欄に記録するものとする。
- 4 取調べ監督官は、第1項の確認を行った結果、監督対象行為に該当するか判断しない行為（以下「要確認行為」という。）を認めたときは、捜査主任官等に対し、当該確認の結果を通知するとともに、要確認行為認知・措置結果報告書（第3号様式。以下「要確認報告書」という。）により、所属長に報告するものとする。
- 5 監督補助者は、第1項の確認を行った結果、監督対象行為又は要確認行為を認めたときは、原則として、取調べ監督官に対し、当該確認の結果を報告しなければならない。この場合において、報告を受けた取調べ監督官は、前2項の措置を講じるものとする。（苦情の通知）

第9条 警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに所属長に報告するとともに、当該被疑者取調べを監督する取調べ監督官に通知しなければならない。この場合において、所属長は、神奈川県警察職員の職務執行についての苦情取扱要綱の制定について（平成13年5月24日 例規第42号、神広発第156号）に基づき、本部長（総務部広報県民課長経由）に報告した上、当該苦情の申出の内容について総務課長（神奈川県警察本部取調べ監督室長経由）に速やかに通知するものとする。

（巡察）

第10条 規則第8条第1項の規定により本部長が指名する巡察官は、取調べ監督室の警部の階級にある警察官のうちから指名する者とする。

- 2 巡察は、本部長が、不適正事案の発生により一斉に巡察を行わせる必要があると判断した場合、諸情勢により取調べ室について定期的に巡察を行わせる必要があると判断した場合等に行うものとする。

（被疑者取調べの状況等の報告）

第11条 規則第9条第1項の規定による被疑者取調べの状況についての報告は、神奈川県警察情報管理システム運用管理規程（平成14年神奈川県警察本部訓令第9号）に基づく犯罪管理システムにより、本部長（総務課長経由）にしなければならない。

- 2 規則第9条第2項の規定による被疑者取調べの監督に関し講じた措置の内容についての報告は、認知報告書の写しにより、本部長（署長にあつては総務課長経由）にしなければならない。
- 3 第8条第4項の規定により報告を受けた総務課長又は署長は、要確認行為に関する内容を要確認報告書の写しにより、本部長（署長にあつては総務課長経由）に報告しなければならない。

（取調べ調査官）

第12条 規則第10条第1項の規定により本部長が指名する取調べ調査官は、取調べ監督室の警視の階級にある警察官のうちから指名する者とする。

（監督実施状況の報告）

第13条 本部長は、規則第11条の規定により、被疑者取調べの監督の実施状況を毎年1回以上神奈川県公安委員会に報告しなければならない。ただし、必要があると認めるときはその都度速やかに報告するものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。

#### 第1号様式(第8条関係)

視認実施結果報告書

[別紙参照]

#### 第2号様式(第8条関係)

監督対象行為認知報告書

[別紙参照]

#### 第3号様式(第8条関係)

要確認行為認知・措置結果報告書

[別紙参照]